

連 盟 規 約

埼玉南部少年野球連盟

埼玉南部少年野球連盟規約

改訂： 2026年7月20日

第一章 総 則

第1条 名称及び事務所

埼玉南部少年野球連盟と称す。

本連盟事務所は連盟会長自宅に置く。

第2条 目的及び事業

- 1、 本連盟は埼玉県南部地区に所在する軟式学童野球連盟に登録するチーム間の親善交流を図り「根・智・和」精神の基に野球技術の指導及び少年のマナーと技術の向上、併せて健全な少年の育成に寄与することを目的とする。
- 2、 前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (イ) 学童野球大会の開催
 - (ロ) 野球教室の開催
 - (ハ) 指導者研修会等の開催及び参加
 - (ニ) 審判員の技術向上並びに育成に関する指導研究
 - (ホ) 表彰に関する事項
 - (ヘ) その他目的達成に必要な事項
- 3、 本連盟は政治的、商業的利益に利用されてはならない。

第二章 組 織

第3条 組織の構成

本連盟は和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の学童野球チームで組織する各連盟の派遣理事によって構成する。

尚、連盟は必要に応じ、前項の他の市町の新たな参加も認める。但し理事会の承認を得るものとする。

第4条 理事会の構成及び人員は次の通りとする。

- 1) 第3条の各連盟より派遣された理事によって、理事会を構成する。
- 2) 各連盟より派遣する理事の人員は3名とする。

尚、理事の内訳は各連盟を代表する理事2名及び審判員1名とする。

- 3) 理事会の承認を得て、推薦理事をおく事が出来る。

第三章 資格及び登録

第5条 資格

本連盟に登録される選手、理事は心身共に健全で他の模範となる学童及び成人とする。

第6条 登録

- 1) 各連盟よりの派遣理事登録は本連盟の年度毎に行う。
- 2) 選手及び指導者登録は大会開催時毎に行う。
- 3) 本連盟への登録は、出場チーム数毎に所定の登録費の納入を以って、登録完了とする。
- 4) 登録事項に異動を生じた時は、速やかにその旨届け出なければならない。

第四章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
会計部長	1名
審判部長	1名
企画広報部長	1名
渉外部長	1名
会計監査	2名
名誉会長	1名
顧問	若干名

第8条 本連盟の事業を円滑に運営を行う為、次の専門部署を置く。

事務局部
企画広報部
会計部
審判部
渉外部

第9条 役員の選出

- 1) 会長は理事会に於いて理事の互選により選出する。
- 2) 副会長、事務局長、会計部長、審判部長、企画広報部長、渉外部長は会長が推薦し理事会の承認を得て選任する。

第10条 会計監査は会長が指名する。

第11条 名誉会長及び顧問は理事会で選任する。

第12条 審判部は各市町連盟より2名以上の審判員の登録を以って構成する。

第13条 理事会の承認を得て、推薦審判員を置くことができる。

第14条 役員及び理事の任期は2年とし、再選は妨げない。任期途中に役員及び理事の交替があった時は、前任者の残任期間とする。

第五章 役員の任務

第15条 役員の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は本連盟を代表し統轄する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- 3) 事務局長は理事会の進行役となり、議事録を作成及び保管、記録の保持、事務連絡その他総務、庶務業務などの事務処理を遂行する。
- 4) 企画広報部長は年間スケジュール、事業企画等立案し運営に当たる。
- 5) 会計部長は本連盟の経理全般を管理し、会計業務を遂行する。
- 6) 審判部長は大会時の審判員を統轄する。又審判技術向上を図る為随時審判講習会を開催する。
- 7) 会計監査は会計収支を監査する。
- 8) 名誉会長及び顧問は相談役となり、本連盟の円滑な運営が成されるよう支援する。

第六章 会 議

第16条 理事会は連盟の運営事項を審議する。

理事会の議長は会長とする。

理事会の招集は定例の他、会長が必要と認めた時、随時開催する。

第17条 理事会は理事構成員の過半数の出席によって成立し、議事決定は出席者の過半数を以って可決する。可否同数の時は会長が決定する。

第18条 会議欠席者は委任状を以って議決権を執行できる。

これを行わない者は議決に異議の申立ては出来ないものとする。

第19条 理事会は次の運営事項を付議決定する。

- 1) 事業及び会計報告の件
 - 2) 事業計画及び予算
 - 3) 役員の選出に関する件
 - 4) 本規約の改廃及び大会要項（細則）の作成並びに改廃の件
 - 5) その他本連盟の運営に必要な事項
- 第 20 条 役員会は理事会への付議事項を前もって審議する。
役員会の招集は会長とする。

第七章 大会の開催

- 第 21 条 本大会を毎年春季及び秋季に大会を開催する。
- 第 22 条 低学年大会を毎年、年 1 回開催する。
- 第 23 条 円滑な大会運営を行うため、別途に大会要項（施行細則）を定める。
- 第 24 条 本大会及び低学年大会の参加資格は大会要項に定める。

第八章 事業年度及び事業報告

- 第 25 条 事業年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日までの1年間とする。
- 第 26 条 事業報告、会計報告並びに必要と認めた事項を春季大会の抽選会時に報告する。

第九章 会 計

- 第 27 条 本連盟の経費は、登録費、大会参加費、協賛金及びその他の収入を以ってこれにあてる。
- 第 28 条 登録費、大会参加費は年度毎に理事会で決定する。
- 第 29 条 徴収は大会抽選会時に行う。
- 第 30 条 会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日までの1年間とする。

第十章 付 則

- 第 31 条 大会要項の改廃は随時理事会で審議し決定施行する。
- 第 32 条 本連盟は地方自治体、マスコミ各社の後援を受ける事が出来る。
- 第 33 条 本連盟は必要に応じ、民間会社の協賛を受ける事が出来る。
- 第 34 条 本規約は平成 14 年度 3 月 1 日より施行する。